

一級建築士 総合学科本科生 井澤 Plus



井澤式 比較暗記法

1回・2回 〔計画〕

No.1	基本設計・実施設計
No.2	定期講習・構造設計一級建築士講習
No.3	管理建築士
No.4	複数の定期講習の扱い
No.5	ビル風 風速増加率
No.6	4時間以上日影となる範囲
No.7	フロントローディング・コンカレントエンジニアリング・E C I方式
No.8	コントラクター・コンストラクター・建築一式工事・専門工事
No.9	P F I・S P C
No.10	B O T・B T O
No.11	フィージビリティ・スタディ、デュー・デリジェンス
No.12	大便器の高さ
No.13	車椅子使用者が利用する吊り戸棚等の高さ
No.14	コーポラティブハウス・コレクティブハウス
No.15	スケルトン・インフィル住宅
No.16	コートハウス・テラスハウス・タウンハウス
No.17	コモンアクセス・路地アクセス
No.18	リビングアクセス
No.19	集合住宅のプライバシー
No.20	住宅・集合住宅の実例1
No.21	住宅・集合住宅の実例2
No.22	住宅・集合住宅の実例3
No.23	住宅・集合住宅の実例4
No.24	住宅・集合住宅の実例5
No.25	住宅・集合住宅の実例6（まとめ）
No.26	学校の運営方式
No.27	図書館
No.28	図書館の収蔵量
No.29	レファレンスルーム・プラウジングルーム
No.30	美術館の展示室の照度

No.31	病院の面積割合
No.32	病院の基壇型と多翼型
No.33	病院の看護単位
No.34	高齢者施設1
No.35	高齢者施設2
No.36	高齢者施設3
No.37	高齢者施設4
No.38	高齢者施設5
No.39	体育館の寸法
No.40	屋外野球場・屋外サッカー場・体育館の方位
No.41	市庁舎
No.42	公共建築の実例1
No.43	公共建築の実例2
No.44	レンタブル比
No.45	コアプラン
No.46	事務室の奥行寸法
No.47	事務室の机の配置方式
No.48	エレベーターの台数
No.49	ホテルの客室部分の割合
No.50	ホテルの客室1室当たりの床面積
No.51	カウンターの高さ
No.52	舞台の上手・下手
No.53	劇場のステージ形式
No.54	劇場の可視限界距離
No.55	クリーンルーム
No.56	モデュール・モデュロール
No.57	江戸間・京間
No.58	百貨店・量販店の売場面積の割合
No.59	レストラン・喫茶店の厨房の面積
No.60	保育所の面積基準

No.61	病室の面積基準
No.62	病室等の面積基準
No.63	手すりの高さ
No.64	スロープ
No.65	洗面台の高さ・台所の流し台の高さ
No.66	パーティションの高さ
No.67	案内標示板の高さ
No.68	ソシオペタル・ソシオフーガル
No.69	視覚障害者誘導用ブロック
No.70	視覚障害者誘導用ブロック
No.71	自転車の駐輪場・オートバイの駐車場
No.72	開口部
No.73	二重サッシ・複層ガラス・合わせガラス
No.74	屋根形状
No.75	都市公園の面積
No.76	住区基幹公園
No.77	歩車分離・歩車共存
No.78	脱自動車依存
No.79	市街地再開発事業・土地区画整理事業
No.80	市街地再開発事業
No.81	高度地区・高度利用地区
No.82	建築協定・地区計画
No.83	都市計画の著書1
No.84	都市計画の著書2
No.85	スケルトン・インフィル、インフィルハウジング
No.86	近隣住区理論・ラドバーン・クルドサック
No.87	都市計画の実例
No.88	茶室
No.89	東求堂同仁斎・竜吟庵方丈
No.90	伊勢神宮・出雲大社・住吉大社

No.91	唐招提寺金堂・新薬師寺本堂
No.92	東大寺南大門・淨土寺淨土堂・円覺寺舍利殿
No.93	ギリシャ建築のオーダー
No.94	西洋建築史のポイント
No.95	アルヌーヴォー・アルデコ
No.96	機能主義の名言
No.97	中京郵便局・京都文化博物館別館
No.98	東京駅丸の内駅舎・三井本館
No.99	所要数量
No.100	根切りの余幅
No.101	根切りのゆとり幅
No.102	SRC造のコンクリートの数量
No.103	欠除がないものとする小面積の基準
No.104	継手の箇所数
No.105	木材の仕上の数量

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部又は一部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛許諾を求めてください。

<不許複製>



664-6100-1025-16

[計画 No.1] 基本設計・実施設計

テーマ問題

問題1

計画 H26-01

実施設計段階においては、主に、建築主から提示された要求と様々な条件とを対応させてどのような方法によって空間化するかを検討し、それに続く、基本設計段階においては、主に、設計意図を工事施工者等に伝える図面を作成する。

常識で解けなければならない問題ですが、あらためて基本設計と実施設計の違いを説明せよ、と言われるとすぐには答えにくいですね。



比較暗記法

基本設計・実施設計

- 基本設計**・・・「建築主」に設計内容を伝えるためのもの
- 実施設計**・・・「施工者」に設計内容を伝えるためのもの

テーマ問題の解答

問題1 誤。実施設計と基本設計が逆です。

[計画 No.2] 定期講習・構造設計一級建築士講習

- ・次の問題は「法規」で出題されたものですが、「計画」で出題される可能性もありますので、法令集に頼らず、暗記しておくべき内容です。
- ・言わば、「計画」と「法規」の比較暗記法です。

テーマ問題

問題1

法規 H28-23

建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に、一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題2

法規 H22-22

構造設計一級建築士とは、原則として、一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う所定の講習の課程を修了し、構造設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士をいう。



比較暗記法

定期講習・構造設計一級建築士講習

①定期講習

3年以内ごとに受けなければならない

②構造設計一級建築士講習の受講資格要件 (設備設計一級建築士講習も同様)

一級建築士として5年以上の実務経験

③管理建築士講習の受講資格要件

建築士（一級でも二級でも木造でもよい）として3年以上の実務経験

①の定期講習には次の5つがあります。

それぞれの建築士になつた後に、知識及び技能の維持向上のために受講しなければならない講習です。

- ・一級建築士定期講習
- ・二級建築士定期講習
- ・木造建築士定期講習
- ・構造設計一級建築士定期講習
- ・設備設計一級建築士定期講習

なお、管理建築士の定期講習はありません。

②③の「構造設計一級建築士講習」「設備設計一級建築士講習」「管理建築士講習」は、それぞれの建築士になるために受講しなければならない講習です。

注意点

- ・前述したとおり、「構造設計一級建築士講習(②)」と「構造設計一級建築士定期講習(①)」は違います。
- ・構造設計一級建築士になるための「構造設計一級建築士講習(②)」を受講するためには、一級建築士として**5年以上**の実務経験が必要で、その講習に合格し、構造設計一級建築士になった後は、**3年以内**ごとに「構造設計一級建築士定期講習(①)」を受け続けなければなりません。

テーマ問題の解答

問題1 正

問題2 正

【計画 No.3】管理建築士

「計画」の出題と「法規」の出題を比較・整理して覚えておきましょう。法令集に頼らず、暗記しておくべき内容です。

テーマ問題

問題1

計画 R02-18

二級建築士事務所を管理する二級建築士が、一級建築士事務所の管理建築士となるには、一級建築士の免許を取得後、3年以上の建築物の設計、工事監理等に関する業務に従事する必要がある。

問題2

法規 R04-22

一級建築士事務所に置かれる管理建築士となるための業務要件としては、一級建築士として3年以上の建築物の設計や工事監理等に従事することが求められる。

問題3

法規 R27-23

二級建築士として3年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となることができる。



比較暗記法

管理建築士

- ・二級建築士として管理建築士の要件を満たしていた者が、新たに一級建築士の免許を取得した場合は、**一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、すぐ**に一級建築士事務所の管理建築士となることができる。
- ・管理建築士となるための要件は独立のものであり、一級建築士、二級建築士、木造建築士の区別はない。

- ・こういう紛らわしいところが試験では狙われます。
- ・管理建築士の仕事は「建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括すること」であり、要するに事務所の技術的な責任者です。
- ・もともと「技術的な知識及び技能を有していること」は一級建築士又は二級建築士であることから保証されています。
- ・それに加えて「技術的事項を総括する」ために必要な知識として、**建築士事務所に関する法的知識、業務の進め方、経営管理、紛争防止等**に関して「管理建

- 「建築士講習」を受けて合格した人が管理建築士になることができます。
- これらの法的知識、経営管理等に関する知識は、**一級建築士事務所でも二級建築士事務所でも同じ**という判断から、二級建築士として管理建築士の要件を満たしていた者が、新たに一級建築士の免許を取得した場合は、**一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、すぐに一級建築士事務所の管理建築士となる**ことができます。
 - また、これらは技術的事項と異なり日進月歩というわけではありませんから、**3年以内ごとの定期講習もありません**。
 - なお、一級建築士事務所に置かれる管理建築士は一級建築士でなければなりません。考えてみれば当然です。一級建築士事務所の業務には一級建築士でなければできないものがありますから。次の建築士法24条1項による規定です。

■建築士法24条1項

建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない。

■条文の読み方

- 一級建築士事務所に、当該一級建築士事務所を管理する専任の一級建築士
- 二級建築士事務所に、当該二級建築士事務所を管理する専任の二級建築士
- 木造建築士事務所に、当該木造建築士事務所を管理する専任の木造建築士

テーマ問題の解答

問題1 誤

問題2 誤。 「**一級建築士として**」の部分が誤りで、正しくは「**建築士として**（二級建築士でも木造建築士でも良い）」です。

問題3 正

【計画 No.4】複数の定期講習の扱い

引き続き建築士制度について、「計画」と「法規」の比較暗記法です。

テーマ問題

問題1

法規 H30-29

構造設計一級建築士は、建築士事務所に属さず、教育に関する業務を行っている場合であっても、構造設計一級建築士定期講習を受けなければならない。

問題2

法規 R02-21

建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。

問題3

法規 H21-23

建築士事務所に属する建築士で、一級建築士免許と二級建築士免許の両方を受けている者については、一級建築士定期講習を受けければ二級建築士定期講習を受けたものとみなす。



比較暗記法 複数の定期講習の扱い

■建築士事務所に属する構造設計一級建築士は、**一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方**を受けなければならない。

→ 一級建築士定期講習は一級建築士全般についての内容であり、構造設計一級建築士定期講習は構造に特化した内容だから。

■一級建築士定期講習を受けければ**二級建築士定期講習を受けたもの**とみなす。

→ 一級建築士定期講習の内容は、二級建築士定期講習の内容を包含するから。

テーマ問題の解答

問題1 正

問題2 正

問題3 正

【計画 No.5】ビル風 風速増加率

今回は建築物が周辺環境に与える影響についての出題です。

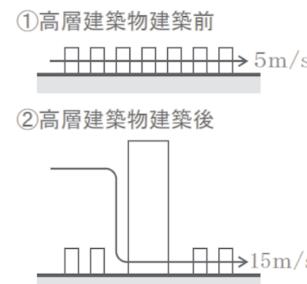
テーマ問題

問題 1

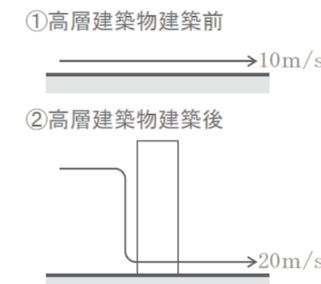
高層建築物の計画において、地表面付近の風速増加率は、計画地の周囲に建築物がない場合に比べ、周囲に低層建築物群がある場合のほうが大きくなる傾向がある。

設問の意味を理解するところから始めましょう。図を見てください。

(1) 周囲に低層建築物あり



(2) 周囲に建築物なし



$$\text{風速増加率} = \frac{\text{建築後}}{\text{建築前}} = \frac{15\text{m/s}}{5\text{m/s}} = 3.0$$

$$\text{風速増加率} = \frac{\text{建築後}}{\text{建築前}} = \frac{20\text{m/s}}{10\text{m/s}} = 2.0$$

- 左図の①のように「周囲に低層建築物がある」土地と、右図の①のように「周囲に建築物がない」土地とがあります。
- 同じ風が吹いた場合、右図の「周囲に建築物がない場合」のほうが、風を遮るものがないので風速自体は大きくなります。図中の例で言えば10m/sです。
- この両方の土地に高層建築物を建てます。
- このとき、高層建築物を建てる前の風速に対して、高層建築物を建てた後のビル風の影響で風速が**増加する割合**はどっちが大きいか、という設問です。
- 右図の「周囲に建築物がない場合」のほうが、風を遮るものがないので風速が大きいという点は変わらないのですが、設問は「風速が**増加する割合**」つまり「**風速増加率**」です。「風速自体」と「風速増加率」の違いがポイントです。
- 高層建築物から吹き降ろすビル風により風速が10m/s増加するとします。
- 左図の「周囲に低層建築物がある場合」は、もともと5m/sしかなかった風速が15m/sに増えるので、風速増加率で表すと3.0倍です。

一方、右図の「周囲に建築物がない場合」は、もともと10m/sもあったので、風速が20m/sになったとしても風速増加率は2.0倍です。



比較暗記法

高層建築物の建築によるビル風の影響

■風速自体

周囲に低層建築物がある場合のほうが小さくなる。

■風速増加率

周囲に低層建築物がある場合のほうが大きくなる。

テーマ問題の解答

問題 1 正

[計画 No.6] 4時間以上日影となる範囲

今回も建築物が周辺環境に与える影響についての出題です。
環境・設備で出題されることも多いです。受験の基本です。

テーマ問題

問題

計画 H29-05

建築物が冬至の日において4時間以上の日影を周囲に及ぼす範囲は、一般に、建築物の東西方向の幅よりも建築物の高さに大きく影響される。



比較暗記法

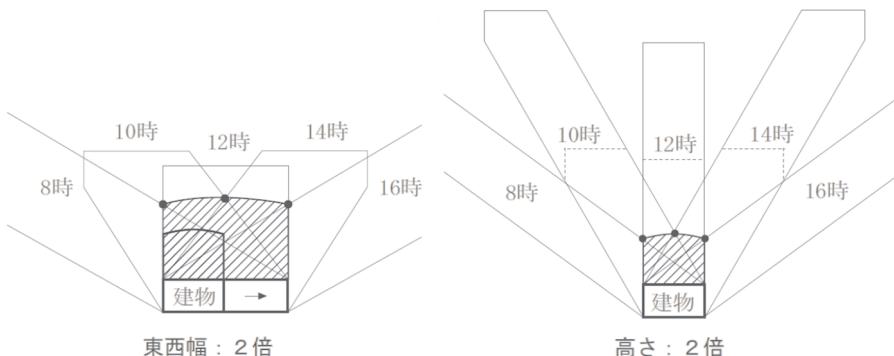
4時間以上日影となる範囲

■東西方向の幅が広くなると

各時刻の日影自体は長くならないが、各時刻の日影の重なる領域から決まる「4時間以上日影となる範囲」は大きくなる。

■高さが高くなると

各時刻の日影自体は長くなるが、「4時間以上日影となる範囲」は大きくならない。



テーマ問題の解答

問題 1 誤

[計画 No.7] フロントローディング・コンカレントエンジニアリング・ECI方式

今回はいろんなことを比較・整理しようと思います。

テーマ問題

問題 1

計画 R03-20

フロントローディングとは、施工段階や維持管理段階における問題点の早期発見や作業全体の効率化を目指し、設計段階で各種の技術検討を行うことである。

問題 2

計画 R02-20

建設工事において、コンカレントエンジニアリングとは、設計から施工までの工程にかかる全ての部門の人材が集まり、工程をオーバーラップさせて諸問題を討議しながら作業を進めていく方式である。

問題 3

計画 R01-20

公共工事におけるECI方式は、設計段階の技術協力の実施期間中に、施工の数量・仕様を確定したうえで工事契約をする方式であり、施工性等の観点から施工者の提案が行われることにより、施工段階における設計変更の発生リスクの減少等が期待できる。

- ・これらはすべて同じ内容に関する用語と言えます。
- ・フロントローディングという考え方に基づき、コンカレントエンジニアリングという設計と施工を同時並行で進める手法があり、そのための工事発注方式としてECI方式があるのです。



比較暗記法

フロントローディング・コンカレントエンジニアリング・ECI方式

■フロントローディング

「初期段階（フロント）で負荷をかけ（ローディング）、作業を前倒しで進め」という意味です。

■コンカレントエンジニアリング

コンカレントとは「同時並行」を意味します。設計技術者から製造技術者まですべての部門の人材が集まり、諸問題を討議しながら協調して同時に作業にあたります。工程のある段階が終わってから次の段階に移るのではなく、工程をオーバーラップさせながら作業を開始していく。

■ ECI 方式

- ・ECIは、Early Contractor Involvementの略です。
- ・「アーリー（早期）」に「コントラクター（請負者・施工者）」が「インボルブメント（関与）」するという意味です。
- ・設計段階から施工者が関与する方式であり、施工者は工事契約とは別途契約する「設計業務への技術協力」を実施し、その期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式です。

ECI方式は、「**設計と施工の発注方式**」の分類の一つです。

主に次の3つがあります。



比較暗記法 設計と施工の発注方式

①設計・施工分離発注方式

(工事の施工のみを発注する方式)

②設計・施工一括発注方式

(デザインビルド方式)

③設計段階から施工者が関与する方式

(ECI方式)

似て非なるものに、工事（施工）の発注のみに注目した「**工事発注方式**」の分類があり、主に次の3つがあります。



比較暗記法 工事発注方式

①一括発注方式

建築工事、各種設備工事等を分離しないで、元請会社に一括して工事発注する方式。

②施工分離発注方式

一般に、建築工事と各種設備工事に分ける等、工事請負契約を工事種別ごとに行う方式。

③コストオン方式

一般に、建築主が専門工事業者を選定し、工事費を決定したうえで、その工事費に元請の管理経費を加えて建築の元請会社に工事発注する方式。

テーマ問題の解答

問題1 正

問題2 正

問題3 正

【計画 No.8】コントラクター・コンストラクター・建築一式工事・専門工事

- 前回学習したE C I方式は、「アーリー（早期）」に「コントラクター（請負者・施工者）」が「インボルブメント（関与）」する発注方式でした。
- 設計段階から施工者が技術協力する発注方式でした。
- 正しくは「コントラクター（請負者という意味）」であって、「コンストラクター（建設者という意味）」ではありませんでした。

テーマ問題

問題1

「ゼネコン」は何の略ですか？

テーマ問題の解答

問題1 「ゼネラル コントラクター（general contractor）」の略。

（日本建築学会編 建築学用語辞典）

「ゼネラル コンストラクター（建設者）」ではないのです！！！

- 皆さん、知っていましたか？
- ゼネコンは、日本語で言えば「総合工事業」です。「総合請負者」と言ってもよいでしょう。建築一式工事、土木一式工事のように全般的な工事を主として請け負う業者のことです。
- ここで関連して学習してほしいのは、「法規」や「施工」でたびたび出題される「建築一式工事」とは何か？です。



比較暗記法

建築一式工事・専門工事

■ 「建築一式工事」は、建設業法の別表第1に出てきますが、同法に定義はありません。定義は、昭和47年建設省告示350号に次のように書かれています。

「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事」

■ 「建築一式工事」に対して、それ以外の「大工工事」「左官工事」「鉄筋工事」「防水工事」などの工事を「専門工事」といいます。

- 「建築一式工事」は、一式工事を請け負い、本来は、自らは施工せず、総合的な企画、指導、調整のもとに、専門工事業者に施工させ、まとめることなのです。
- このような意味で、ゼネコンは「コンストラクター（建設者）」ではなく、「コントラクター（請負者）」なのです。
- 建設業法26条の2を要約すると、次のようになります。

建築工事業を営む者は、建築一式工事を施工する場合において、建築一式工事以外の建設工事（大工工事、左官工事などの専門工事。軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、

- 当該建設工事に關し「主任技術者（これを特に専門技術者という。）」を置いて自ら施工する場合のほか、
- 当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者（専門工事業者）に当該建設工事を施工させなければならない。

つまり、建築一式工事を施工する場合、①のように専門工事の「主任技術者（これを特に専門技術者という。）」を置くのでなければ、自ら専門工事を施工できないのです。

[計画 No.9] PFI・SPC

今回はマネジメントに関する出題です。

テーマ問題

問題1

PFI事業におけるSPCは、ある特定の事業を実施することを目的として設立される会社で、PFI事業以外の投資は行わず、PFIの契約期間が終了すれば解散するものである。

問題2

建築プロジェクトにおけるSPC（特定事業目的会社）は、複数の建設業者が特定のプロジェクトのために組織する共同企業体である。

計画 R04-20

計画 H24-20

- ・PFIとSPCはペアで覚えておきましょう。
- ・PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、民間の資金、ノウハウを活用した公共施設の建設・運営手法のことです。
- ・SPC (Special Purpose Company : 特定事業目的会社) は、PFIの資金調達のために設立される会社です。投資、融資を受け、投資家への収益の配分等を行うという特定事業のみを目的とし、基本的に他の事業は行いません。PFI事業以外の投資は行わず、PFIの契約期間が終了すれば解散します。
- ・PFI事業を行おうとする事業者は、一般に、複数の異業種企業とコンソーシアム（企業連合）を組み、出資し合ってPFI事業を遂行するためのSPCを設立し、国や地方公共団体とPFI事業契約を締結します。また、建築工事などの外部との契約当事者となります。



比較暗記法

PFI・SPC

- PFI・・・民間の資金、ノウハウを活用した公共施設の建設・運営手法
- SPC・・・PFIの資金調達のために設立される会社

テーマ問題の解答

問題1 正

問題2 誤。設問はJV（ジョイントベンチャー。共同企業体）の記述です。

[計画 No.10] BOT・BTO

テーマ問題

問題1

計画 H26-20

BOTは、公共サービスに関わる建築物を民間が建設して一定期間運営し、期限満了後に行行政に移管する仕組みのことである。

問題2

計画 R02-20

公共事業において、BTO方式とは、民間事業者が資金調達を行って施設を建設し、完成直後に公共に所有権を移転し、当該民間事業者に一定期間、維持管理及び運営を委ねる方式である。

- ・BOT、BTOのどちらもPFI（民間の資金、ノウハウを活用した公共施設の建設・運営手法）についての分類です。
- ・これは1回聞いたらしっかり覚えられますよ。

Bは、Build（建設）

Oは、Operate（運営）

Tは、Transfer（移管）

この民間による建設、運営、行政への所有権の移管の時期による分類で、用語はその順番になっています。

- ・あくまで公共施設ですから、民間の資金、ノウハウで建設したあと、最終的にはその所有権を行政へ移管します。



比較暗記法

BOT・BTO

■BOT

- ・Build(民間による建設)→ Operate(民間による運営)→ Transfer(行政に移管)
- ・民間による運営のノウハウや創意工夫が發揮されやすい。

■BTO

- ・Build(民間による建設)→ Transfer(行政に移管)→ Operate(民間による運営)
- ・行政が施設を所有してから民間が運営するため、運営の際に行政からの補助金や税制面で優遇がある場合が多い。この理由でBTOのほうが実例が多い。

テーマ問題の解答

問題1 正 問題2 正

[計画 No.11] フィージビリティ・スタディ、デュー・デリジェンス

テーマ問題

問題1

計画 H30-19

建築物の企画段階におけるフィージビリティ・スタディは、企画内容が事業経営上の観点で実行可能かどうかを確かめる検討作業である。

問題2

計画 H27-20

フィージビリティ・スタディは、計画されている内容の実現の可能性について、都市計画等の上位計画との整合性、技術的な課題、採算性等を検討するものである。

問題3

計画 H30-19

不動産分野におけるデュー・デリジェンスは、不動産を取得する場合に、適正な価値やリスクを評価するために行う建築物の物理的状況調査、法的調査、経済的調査等の多角的な調査のことである。

- ・ フィージビリティ・スタディとデュー・デリジェンスはペアで覚えましょう。
- ・ 共通点は、ともに主として**建築物の採算面での評価**という点です。
- ・ 相違点は、次の点です。
 - ・ フィージビリティ・スタディは、**これから建てようとする建築物**の評価、
 - ・ デュー・デリジェンスは、不動産の取得やM&A（企業の合併や買収）において、取得しようとする**既存建築物**の評価



比較暗記法

フィージビリティ・スタディ、デュー・デリジェンス

■ フィージビリティ・スタディ

- ・ 「フィージビリティ」とは「実現可能性」という意味。
- ・ 計画している建築物が主として採算面で実現可能性があるか否かの予備調査。
- ・ フィージビリティ・スタディの結果だいで計画が中止になることもある。

■ デュー・デリジェンス

- ・ DD（ディーディー）とも言う。
- ・ 「デュー・デリジェンス（Due Diligence）」は「当然の努力」という意味。
- ・ 不動産の取得やM&A（企業の合併や買収）の前に行う、主として採算面についての詳細な調査です。

- 覚え方**
- 「スタディ」には「事前の」研究・学習、という意味があります。したがって、フィージビリティ・スタディは「これから建てようとする建築物」についての「実現可能性」の調査。
 - DD（ディーディー）は、すでに（既に）建っている建築物のディテール（詳細）の調査。（笑）

テーマ問題の解答

問題1 正

問題2 正

問題3 正

【計画 No.12】大便器の高さ

今回から、建築計画の各論について扱います。

テーマ問題

問題

計画 H15-21

車椅子使用者の利用する大便器については、通常の大便器に比べて、便座面の位置を高くした便器が一般的である。



比較暗記法

便器の高さ

■通常の大便器の高さ 36～38cm

■車椅子使用者用の大便器の高さ 40～45cm

したがって、車椅子使用者用のほうが高い。

車椅子使用者用の大便器の高さは、車椅子の座面の高さと合わせています。

テーマ問題の解答

問題1 正

※見本公開はここまでです。
「計画」全105テーマ中12テーマを見本公開しています。

※「計画」の他、「環境・設備」「構造」「施工」の全4冊あります。